

## 権利情報データベースの構築に関する検討

### 1. データベースに係る現状について

- 現在、集中管理団体や一部の権利者団体において、データベースを整備している（参考資料 4 参照）。各データベースは、各団体の管理業務や流通等のために整備されており、その内容や公表範囲は様々となっている。
- 団体を超えてデータベースの構築がされている例として、一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）の音楽権利情報検索ナビがある。これについては、あらゆる国民が著作物を創作し利用する時代において著作物の適法かつ円滑な利用を促進する基盤を整備するため、文化庁が散在する権利情報を集約化し国民に提供する実証事業を 3 年に渡り行い、整備されたデータベースは今年度より民間（MINC）での運用がなされている。現在、本データベースには、約 1,000 万曲・約 55 万アルバムに関する情報が掲載されており、引き続き MINC により情報の追加が行われる。今年度、文化庁では、更なる音楽の著作物の利用円滑化を図る観点から、本データベースに関し、個人クリエイター等の権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステムの構築等の事業を実施している。
- 集中管理団体及び権利者団体以外に、既存の関連する取組（Japan Search、Japan Content Catalog 等）が存在。

（参考：各データベースについて）

- ・ Japan Search

書籍等分野、文化財分野、メディア芸術分野など、さまざまな分野のデジタルアーカイブと連携して、我が国が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索できる「国の分野横断型統合ポータル」である。また、ジャパンサーチが集約したメタデータを、検索以外にも、利活用しやすい形式で提供し、コンテンツの利活用を促進する基盤（プラットフォーム）としての役割も果たしている。権利情報に関しては、権利区分の表示と各アーカイブの利用規約等へのリンクを行っている。

- ・ Japan Content Catalog

日本コンテンツの権利情報を集約し、著作権ビジネスを促進するためのデータベースプロジェクト「Japan Content Catalog (JACC®)」。映画、テレビ番組、アニメ、キャラクター、音楽、ゲーム、書籍等の各コンテンツのジャンルで構築したデータベースを一括検索システムで繋げ、コンテンツの基本情報、問い合わせ窓口情報といった著作権関連情報を横断的に検索することが可能。

### 2. 検討の方向性

- 分野を横断する包括的な権利情報データベースは、利用者の権利者探索のコストを軽減するとともに、クリエイターにとっても利用機会の拡大等が期待される。また、著作権等管理団体にとっては、管理運営コストの軽減にもつながる。
- 実現可能性や持続可能性の観点から、データベースの構築及び、管理・運用にかかるコストの負担等においてどのような工夫が考えられるか。
  - ・ 各団体等が所持するデータベースとの連携、更新の自動化
  - ・ データベース管理主体の目的や業務に必要な最小限な範囲とすること（権利情報のメタデータのみとすること、等）

- ・ データベース構築後に容易に拡張できるようにすること
- ・ 各団体が所持していないUGC等のデータを積極的に登録してもらうためのインセンティブ付与（商用サイトとの接続や対価還元条件とすること）
- ・ Japan Search 等既存のコンテンツデータベースとの連携
- ・ その他

### 3. 権利情報データベースのパターンイメージ（たたき台）

#### ①全体設計

##### ➤ 一元型

1つの大きなDBを新規に構築する。

○ 全ての分野を1つのシステムで管理できる。

△ 膨大な数のある著作物を1箇所に登録することでシステムの負荷が大きくなり、更新等も含めた管理・運営コストが膨大になる。

△ 誰がどのような目的で使うのかにより、DBの内容やニーズが変わる。

##### ➤ 連携型

各団体等のもつDBと連携したデータベースを構築させる。

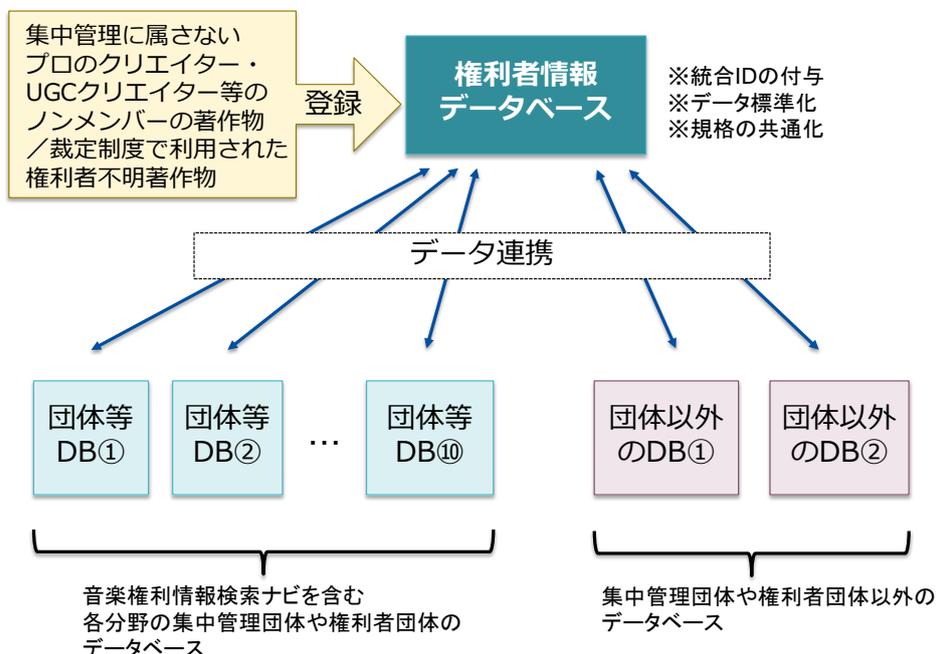
○ 既存のデータベースをそのまま活用することが可能。準備の整っている分野から順次進め、拡張することができる。

○ 当該データベースの目的や用途に応じた必要な情報のみを持つことにすることで、必要以上の個人情報やデータ容量を持つ必要がなくなる。

△ データベース間で最低限の標準化が必要。

△ 既存のデータベース等がない分野については、新たに整備する必要がある。

#### 【参考】連携型の権利者情報データベースのイメージ図



## ②連携型データベースに搭載する機能・情報として考えられる例

- ・ 他のデータベースと連携を行うための共通の規格
- ・ 著作物毎の権利情報（名称、著作者・著作権者、利用条件、権利者への連絡を可能とする手段等）
- ・ 権利者探索のための統一インターフェース
- ・ 著作物又は著作者等に関する統合 I D 等

※ これらはデータベースに搭載するが、常にウェブサイト上で公開するか否かは別途検討が必要。

※ 規格の共通化や連携情報の最小化により、接続や活用が容易になるか。

(以上)